

組合公報 臨時号

令和7年3月18日  
島根県市町村職員共済組合

島共済公告第407号

事務処理規程施行細則の一部を改正する細則をここに公告する。

令和7年3月18日

島根県市町村職員共済組合  
理事長 中 村 中  
(公 印 省 略)

事務処理規程施行細則の一部を改正する細則

事務処理規程施行細則（昭和62年規程第9号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
<p>第2条 事務局長の権限に属する事務のうち、課長において専決することができるものは、次の表のとおりとする。</p>		<p>第2条 事務局長の権限に属する事務のうち、課長において専決することができるものは、次の表のとおりとする。</p>	
各課区分	事項	各課区分	事項
各課(室合 む。以下同 じ。)共通	(1)～(5) (略)	各課(室合 む。以下同 じ。)共通	(1)～(5) (略)
総務課	(1)～(10) (略)	総務課	(1)～(10) (略)
健康管理 課	(1)～(3) (略) (4) <u>資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、特別療 養証明書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額 減額認定証、特定疾病療養受療証及び資格喪失証明書の 交付並びに処理に関する事項（任意継続組合員に係るも のを含む。）</u>	健康管理 課	(1)～(3) (略) (4) <u>組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特別療 養証明書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証及び 資格喪失証明書の交付及び処理に関する事項（任意継続 組合員に係るものを含む。）</u>
年金課	(5)～(13) (略)	年金課	(5)～(13) (略)
施設管理 室	(1)～(9) (略)	施設管理 室	(1)～(9) (略)
施設管理 室	(1) (略)	施設管理 室	(1) (略)

附 則

この細則は、公告の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。